

生涯学習部所管施設の 指定管理者モニタリング結果について



令和7年8月22日

習志野市教育委員会生涯学習部

令和6年度 指定管理者モニタリング評価を 実施した生涯学習施設

施設名	指定管理者
1. 中央図書館を除く市立図書館 (東習志野・新習志野・谷津)	株式会社図書館流通センター
2. 新習志野公民館	株式会社オーエンス
3. 実花、袖ヶ浦、谷津公民館	株式会社オーエンス
4. スポーツ9施設	公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団
5. 習志野市生涯学習施設 「プラッツ習志野」	習志野大久保未来プロジェクト株式会社

* 令和6年4月1日付けで、「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」と「公益財団法人習志野文化ホール」が合併し、名称を「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」として事業を進めている。

「習志野市公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づく

モニタリングとは

1. 定期の業務の遂行確認

現地で業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認します。

2. 事業決算の確認

指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、住民利用、経理の状況について確認します。

3. 管理業務の評価、指導

定期の業務遂行確認及び事業決算の確認等の結果に基づき、市は指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果をフィードバックします。

3

4. 随時の業務遂行確認、評価、指示

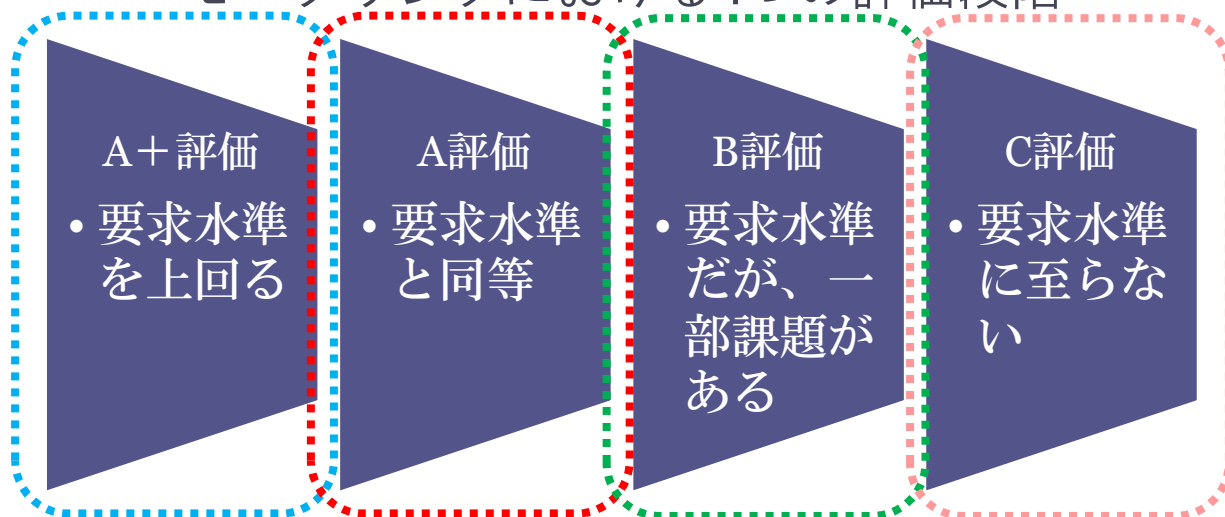
業務改善の必要があった場合、その都度、業務遂行を確認・評価・指示をします。

5. 評価の体制

評価については、設置者である市が自ら行うものとし、所管課が収集したデータに基づき、生涯学習部に設置した指定管理者制度検討委員会により、適宜適切に評価を行うこととしています。

4

モニタリングにおける4つの評価段階



* 要求水準は、仕様書等に基づくものです。 5

総合評価と各評価点の内訳

	東習志野・新習志野・谷津図書館	新習志野公民館	実花・袖ヶ浦・谷津公民館	スポーツ9施設	プラッツ習志野
総合評価	A	A	A	A	A
内訳					
A+（要求水準を上回る）	9	6	6	3	4
A（要求水準と同等）	28	35	35	38	43
B（要求水準だが、一部課題あり）	1	1	0	1	0
C（要求水準に至らない）	0	0	0	0	0
計	38	42	41	42	47

* 各施設の評価項目と数は、それぞれの施設の仕様書等の内容によって異なります。 6

総合所見

1. 協定書、仕様書、事業計画書において求める運営管理の水準を達成しており、適正にサービスが提供され、安定的に管理・運営されていた。

2. 特に積極的だった取り組み

(1) 当該施設や事業等に関する効果的な広報・啓発

(2) 地域との交流・連携に関する取り組みを通じた地域交流の支援